

真の経済通貨同盟（EMU）に向けた 作業の継続動向

より良い経済ガバナンスに向けた
新たな取り組み

2015年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブリュッセル事務所
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

目 次

1. 真の経済通貨同盟	1
(1) これまでの経緯と課題	1
(2) 各施策と進捗	1
(3) 今後の方向性	4
2. ギリシャ支援	4
(1) これまでの背景と総選挙	4
(2) 支援問題の主な動き	5
(3) 今後の見通し	7

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

欧州経済通貨同盟（EMU）の強化に向けた取り組みは、これまで銀行同盟などを含む様々な施策を実行して前進しており、次の段階に向けた中長期計画を策定する局面を迎えている。一方で、経済通貨同盟（EMU）のガバナンスシステムが上手く機能せずに経済危機に陥っているギリシャでは、2015年に入って新政権が誕生し、現行の欧州支援プログラムの2月末期限が迫る中で交渉が難航したが、直前に期限が6月末まで延長された。しかし、現行支援プログラム下の支払い条件である最終レビューの実施と、期限後の支援に関して協議が継続しており、未だギリシャ政府の債務不履行リスクとユーロ圏退出リスクが存在している。ここでは、真の経済通貨同盟（EMU）に向けた取り組みの最新動向とともに、緊迫するギリシャ支援動向についてもまとめる。

1. 真の経済通貨同盟（EMU）

（1）これまでの経緯と課題

EUで2012年から始まっている「[真の経済通貨同盟（EMU：European Monetary Union）に関する取り組み](#)」は、新たな段階に入った。2014年10月24日のユーロ圏首脳会議で「経済通貨同盟（EMU）の円滑な機能を確認にするためには、経済政策のより緊密な連携が必要不可欠である」という結論が出たことから¹、欧州理事会は2014年12月18日に欧州委員長、ユーロ圏首脳会議長、ユーログループ（ユーロ圏財務相会合）議長、欧州中央銀行（ECB）総裁に対し、真のEMUに向けた次のステップを準備するよう求めた²。その最初の作業成果として発表されたのが「ユーロ圏におけるより良い経済ガバナンスの次のステップのための準備：分析ノート³」である。このなかで、2007年より影響を与えている経済危機により、EMUの重要な構造的脆弱・硬直性、そして加盟国の持続可能でない財政・経済政策がユーロ圏全体の経済的発展を妨げ、EMU加盟の利益を損なう可能性があることが明らかになったとし、これらの展開を防ぐことができなかったガバナンスの枠組みの重大な欠陥が指摘されている。また、これらの問題に対処すべく2010年以降に実行された施策をまとめ、次のステップの議論のための土台を準備している。以下、この分析ノートで挙げられている2010年以降の施策の、直近の進捗状況をまとめる。

（2）各施策と進捗

① 欧州安定メカニズム

今まで存在しなかった常設の金融支援策として、欧州安定メカニズム⁴（ESM：European Stability Mechanism）の運用が2012年10月より開始された。ユーロ導入全19カ国が資本拠

¹ Euro Summit、<http://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2014/10/23-24/>

² European Commission、2015年12月18日、<http://www.consilium.europa.eu/en/meetings/european-council/2014/12/18/>

³ “Preparing for Next Steps on Better Economic Governance in the Euro Area –Analytical Note”、2015年2月12日、http://ec.europa.eu/priorities/docs/economic-governance-note_en.pdf

⁴ ESM、<http://www.esm.europa.eu/#>

出しており、特定政策の実行を条件に、財政危機に陥ったユーロ導入国に対し、支援ツールを提供している。支援合計金額は最高 5,000 億ユーロで、これまでに 470 億ユーロがスペインとキプロスに支払われた。一時的な金融支援策としては、2010 年 6 月に設置された欧州金融安定基金⁵（EFSF：European Financial Stability Facility）があり、これまでアイルランド、ポルトガル、ギリシャに融資を提供しているが、2013 年 7 月からは、これら 3 カ国以外の国の金融支援要請に関しては、ESM が唯一のメカニズムとなっている。ESM と EFSF は現在、同一組織で運営されている。

② 銀行同盟

銀行同盟⁶（Banking Union）に関しては、単一監督メカニズムが 2014 年 11 月に稼働を開始し、単一破綻処理メカニズムの理事会が 2015 年に稼働し始めた。両メカニズムを支える単一ルールブックでもいくつか進展がみられている。

- 単一監督メカニズム（SSM：Single Supervisory Mechanism）：
全てのユーロ導入国と、SSM への加入を希望する非ユーロ圏諸国の銀行を、欧州中央銀行（ECB）が監督する。実際には、大規模銀行は ECB が直接監督、それ以外は各国の中央銀行を通じた監督となる。ECB はメカニズム導入の準備として、2015 年からユーロに加盟したリトアニアを含む、ユーロ圏内の銀行 130 行（ユーロ圏全資産の約 82% を占める）の包括査定を 2014 年 10 月に完了した⁷。この包括査定は、資産査定と健全性調査（ベースシナリオと悪化シナリオ）の 2 つから成り、結果として、資本不足が 25 行で合計 246 億ユーロに達することが明らかになった。国別ではイタリアが 9 行と最も多く、次いで多かったのはギリシャとキプロスの各 3 行だった⁸。各銀行は、資産査定とベースシナリオ健全性調査で特定された事項の改善を 2015 年 4 月末まで、悪化シナリオ健全性調査で特定されたものを 2015 年 7 月末までに完了することになっている。この査定結果をもとに、SSM は 2014 年 11 月 4 日に本格稼働が開始された。
- 単一破綻処理メカニズム（SRM：Single Resolution Mechanism）：
SSM に加入する銀行の破綻時には、単一破綻処理理事会（SRB：Single Resolution Board）が事前に徴収した資金で破綻処理を担う。2014 年 4 月 15 日の欧州議会で承認され、当該規制が 8 月 19 日に施行された。また、2014 年 5 月には単一破綻処理基金（SRF：Single Resolution Fund）の設置に EU 加盟 26 カ国が合意した。2015 年に入って SRB の稼働が始まったが、破綻処理機能の完全運用開始は 2016 年 1 月からとなる。また 2015 年 1 月 22 日には、銀行の SRF への拠出に関する規則が出された⁹。SRF は、8 年間で 550 億ユー

⁵ EFSF、<http://www.efsf.europa.eu/about/index.htm>

⁶ Banking Union、http://ec.europa.eu/finance/general-policy/banking-union/index_en.htm

⁷ Comprehensive Assessment、
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/comprehensive/html/index.en.html>

⁸ ECB、"Aggregate report on the comprehensive assessment"、2014 年 10 月、
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/ecb/pub/pdf/aggreatereportonthecomprehensiveassessment201410.en.pdf>

⁹ SRM、
http://ec.europa.eu/finance/general-policy/banking-union/single-resolution-mechanism/index_en.htm

ロを確保する¹⁰。

- 単一ルールブック (Single Rulebook) :

SSM と SRM の両メカニズムを支える複数の共通ルールで、主に預金保証制度 (DGS : Deposit Guarantee Schemes)、銀行再建破綻処理指令 (BRRD : Bank Recovery and Resolution Directive)、資本要求指令・規則 (CRD/CRR : Capital Requirements Directive/Regulation)がある。DGS に関しては 2014 年 4 月の欧州議会で旧指令改正案が承認され、6 月 12 日に新指令が出されて、預金保証ルールの共通化が進展した¹¹。DGS は現在、国ごとに整備されているが、欧州委員会は 2019 年までに DGS 指令の機能をレビューし、欧州単一 DGS の必要性を検討することとしている¹²。BRRD に関しては、2015 年 1 月 1 日に新指令が施行され、銀行の危機管理の枠組みが整った¹³。BRRD のもとに国別の破綻処理基金が設置され、2016 年にはユーロ圏ではそれらが単一基金に移行される計画である¹⁴。CRD/CRR に関しては、2014 年 1 月より新しい資本要件パッケージ (CRD IV) が施行され、財務健全性を高めるためのルールが強化されている¹⁵。

③ マクロ経済不均衡手続き

[経済・財政ガバナンス強化のための法制](#)であるシックス・パック (6 つの法制) の一部として、2011 年 12 月に導入されたマクロ経済不均衡手続き¹⁶ (MIP : Macroeconomic Imbalance Procedure) は、マクロ経済の脆弱性の形成を早期に感知し、是正措置を提供するための監視メカニズムである。「2015 年警戒メカニズム報告書¹⁷ (AMR : Alert Mechanism Report)」では、16 カ国でマクロ経済不均衡が存在すると特定され、より詳細なレビューが行われることとなった。レビューにはポルトガルとルーマニアが初めて追加され、レビューの結果、欧州委員会はフランス (段階 5)、ブルガリア (段階 5)、ドイツ (段階 3) の 3 カ国で MIP の段階を引き上げている¹⁸。

④ 安定成長協定と財政協定

¹⁰ European Commission Newsletter, "Understanding ...Banking Union", 2015 年 2 月 27 日、http://ec.europa.eu/information_society/newsroom/cf/fisma/item-detail.cfm?item_id=20758&newsletter_id=166&lang=en

¹¹ DGS、http://ec.europa.eu/finance/bank/guarantee/index_en.htm

¹² European Commission、http://ec.europa.eu/information_society/newsroom/cf/fisma/item-detail.cfm?item_id=20758&newsletter_id=166&lang=en

¹³ Crisis Management、http://ec.europa.eu/finance/bank/crisis_management/index_en.htm

¹⁴ European Commission、Press Release、2014 年 12 月 31 日、http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-2862_en.htm?locale=en

¹⁵ Prudential requirements、http://ec.europa.eu/finance/bank/regcapital/index_en.htm

¹⁶ Macroeconomic Imbalance Procedure、http://ec.europa.eu/economy_finance/economic_governance/macroecomic_imbalance_procedure/index_en.htm

¹⁷ European Commission、Alert Mechanism Report 2015、2014 年 11 月 28 日、http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/2015/amr2015_en.pdf

¹⁸ European Commission、2015 European Semester、2015 年 2 月 26 日、http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/csr2015/cr2015_comm_en.pdf

1997年に制定され、財政不均衡防止を目的とする安定成長協定¹⁹（SGP：Stability and Growth Pact）は、[2011年のシックス・パック（EU統計局（Eurostat）の権限も強化）](#)、[2013年のツー・パック（2つの法制）と財政協定（Fiscal Compact、もしくはTreaty on Stability, Coordination and GovernanceからTSCGとも呼ばれる）](#)の施行によって強化されてきた。2014年11月末には、規制で定められたシックス・パックとツー・パックのレビュー結果²⁰が公表され、これらの規制が欧州の財政統合の進展に一定の役割を担ったことが評価された。欧州委員会は今後、特定された改善点に関して、欧州議会、そして欧州理事会と討議していく計画である。

（3）今後の方向性

既述した分析ノートでは、今後18カ月の短期的には、成長を促進するような構造改革と、単一市場の強化における具体的な進展が、EMUの円滑な機能に貢献すると結論づけている。単一市場の強化に関しては、労働力の可動性を高めることが重要であるとした。加えて、銀行同盟を補完し、民間リスクシェアの要素を提供することによってEMUを衝撃から強くし、雇用、成長、投資の創出をより効率的にするものとして、税、破産、会社法などの分野を含む資本市場の統合を政治優先課題とすべきであるとしている。さらに、デジタル経済とエネルギーの分野における単一市場に関する取り組みも、成長展望を強化するために重要であるとしている。一方で、長期的には、引き続きEMUの枠組みをどのように発展させていくべきか、どのような状態が完成形なのか、より強固な共通ガバナンスを作るために更なる作業が必要なのはどの部分か、に関する検討が必要であるとしている。次ステップの提案は、2015年2月12日の非公式欧州理事会、コンサルテーションを経て、遅くとも6月の欧州理事会（EU首脳会議）で報告される予定である。

2. ギリシャ支援

（1）これまでの背景と総選挙

ギリシャに対しては、2010年5月より、EUと国際通貨基金（IMF）が前述の欧州金融安定基金（EFSF）の経済調整プログラム（Economic Adjustment Programme）を通じて、2010～2014年に合計2,400億ユーロの財政支援を行っている。ギリシャは、国民に不評なこのプログラムからの2014年中の卒業を目指していたが達成できない見込みとなり、遅れていたプログラムの最終レビューの完了と卒業後の詳細合意のため期限延長を要望し、EFSFは2014年12月19日に、第2次経済調整プログラムの2014年12月末期限を2015年2月末まで2カ月

¹⁹ Stability and Growth Pact、
http://ec.europa.eu/economy_finance/economic_governance/sgp/index_en.htm

²⁰ European Commission、Economic governance review、2014年11月28日、
http://ec.europa.eu/economy_finance/economic_governance/documents/com%282014%29905_en.pdf

延長することに合意した²¹。そうした中、2015年1月末には総選挙が実施され、反緊縮派の急進左派連合（Syriza）が勝利し、右派の「独立ギリシヤ人」と連立を組んで、チプラス首相が率いる新政権が発足した。EFSFによる第2次経済調整プログラムの2月末期限が迫る中で、新政権は発足後すぐに欧州各国の財務相などと会合を持ち、話し合いを開始した。新政権成立後の財政支援問題に関する主な動きを、次の表にまとめた。

表 1：ギリシヤ支援問題に関する主な動き

2015年	イベント
1月27日	ギリシヤでチプラス新政権発足
2月1～5日	ギリシヤ首相は、イタリア首相（3日）、フランス大統領（4日）、欧州委員長、欧州理事会議長、欧州議会議長、欧州中央銀行（4日）、ギリシヤ財務相は、フランス財務相（1日）、英国財務相（2日）、ドイツ財務相（5日）とそれぞれ会談。欧州中央銀行は4日の会談直後に、ギリシヤの特例措置を解除することを発表。
11日	臨時ユーログループ会合 ：この会合でギリシヤ政府との正式交渉を開始。ギリシヤ政府は独自案を示したが、合意に至らず、声明の発表はなし。
12日	非公式欧州理事会（EU 首脳会議） ：ギリシヤ新政権発足後、初めての首脳会議。ユーログループとギリシヤ政府は ECB/IMF/欧州委員会に対し、16日までの技術評価を要請したが、交渉に関して進展はみられず。
16日	ユーログループ会合 ：ギリシヤとの間で進展なく合意に至らず。
20日	臨時ユーログループ会合 ：ギリシヤからの19日の延長要請に基づき、各国財務相は現行プログラム期限の4カ月延長を基本合意。声明を発表。財政構造改革リストの提示を条件。
24日	ユーログループ電話コンファレンス ：ギリシヤの現行プログラム4カ月延長に関して各国の手続きを開始することで合意。声明を発表。
27日	EFSFは期限28日を前に、現行プログラムを6月末まで延長することを承認。
3月9日	ユーログループ会合 ：現行プログラムのレビューに関して討議。ギリシヤと ECB, IMF, 欧州委員会は11日より協議を開始することで合意。
13日	ギリシヤ首相と欧州委員長が会談 ：欧州委員長は進展の遅れに不満を表明。また、欧州委員会とのコミュニケーションラインを整えることで合意。
19・20日	欧州首脳会議 ：ギリシヤ政府は数日中に改革最終案を提出するという声明を発表。

（出所）欧州委員会、欧州理事会、ユーログループの文書などから作成

（2）支援問題の主な動き

① ギリシヤ政府の要望内容と各国の反応

新政府は、ギリシヤの財政を監視するトロイカ（国際通貨基金（IMF）、欧州委員会、欧州中央銀行（ECB））による緊縮中心の財政再建に反対し、GDP比180%に達する同国の公的債務削減交渉を公約して当選したため²²、選挙公約を守ることを期待している有権者と、2015年内

²¹ EFSF、プレスリリース、2014年12月19日、
<http://www.efsf.europa.eu/mediacentre/news/2013/extension-of-the-efsf-programme-and-efsf-bonds-for-greece.htm>

²² チプラス首相演説、2015年2月8日、
<http://www.primeminister.gov.gr/english/2015/02/08/primeministers-a-tsipras-speech-during-the-programmatic-statements-of-the-government/>

に支払期限を迎える金額が合計約 310 億ユーロ（2015 年 2 月 10 日付け Bruegel 記事²³）に達するとされる IMF や ECB を含む債権者との間で、板挟みの苦しい状況に立たされている。EU 側としてもシステムの信頼性がかかっており、より大きな債務国²⁴であるフランスやイタリアなど他国の手前、債務削減という手段は取りにくく、一貫して現行プログラムの条件を守るよう説得する立場を取ってきた。EU 各国も債務削減に関してはギリシャ政府と距離を置いており、フランスやイタリアを含めて、ギリシャ政府に完全に同調している国はない。

ギリシャ政府は、当初は現行プログラムの期限延長は要請しないとし、トロイカの監査人を通じてではなく、EU 各国、ECB、IMF などと直接交渉すること、また債務削減を交渉するための「つなぎ融資」を要請していた。2 月 11 日のユーログループ会合では、ギリシャ政府はこれらの要請に加えて、具体的に、更なる短期債務を許可すること、ECB が得たギリシャ国債の利益をギリシャ政府に還元すること、未使用の銀行救済基金を使用すること、成長とリンクさせた債券にユーロ圏債務を交換すること、ECB の保有する債務を利子付きの永久債に変換することを提案したとされる（2015 年 2 月 12 日付け EurActiv 記事²⁵）。しかし、ギリシャ政府の交渉内容は二転三転し、特に債務削減に関しては当初から発言が何度か変わっており、関係者を混乱させている。2 月末の期限が迫る中で交渉が行き詰まり、ギリシャ政府も妥協をせざるを得なくなると、現行プログラムの条件を守るとして最終的には 4 カ月延長が認められたものの、直後には再度債務削減を要請すると発言をして周囲を困惑させた。また、ギリシャ政府は現行プログラムに次ぐ第 3 支援プログラムは要請しないとしている²⁶。

② ECB 特別措置の停止

欧州中央銀行（ECB）は、国債を担保としてユーロ圏の銀行に対して融資しており、格付けの低いギリシャ国債も特例として認めていたが、この措置を 2 月 11 日から停止することを 2 月 4 日に発表した²⁷。ECB は、特別措置停止の理由を、現行プログラムのレビュー完了が見込めないためとしており、同日直前に行われたギリシャ政府との会合が、満足いくものでなかったことを示す形となった。ただし、ECB はギリシャ中央銀行による国内銀行への緊急流動性支援（ELA：Emergency Liquidity Assistance）の提供は容認している。ギリシャでは総選挙後、預金の流出が加速しており、国内銀行は緊急時に、ECB 融資よりも割高な ELA を活用せざるを得ない状況となった（2015 年 2 月 5 日付け EurActiv 記事²⁸）。ELA 枠は、ECB によって毎週見直されており、公表はされていないが、2015 年 3 月 12 日付けロイター通信²⁹によると、3 月 12 日時点で上限が 694 億ユーロとされる。

²³ Bruegel、2015 年 2 月 10 日、

<http://www.bruegel.org/nc/blog/detail/article/1566-the-2015-greek-redemptions-path/>

²⁴ European Commission、http://ec.europa.eu/economy_finance/eu/countries/index_en.htm

²⁵ EurActiv.com、2015 年 2 月 12 日、

<http://www.euractiv.com/sections/euro-finance/greek-debt-talks-fail-next-meeting-monday-312042>

²⁶ ESM、2015 年 3 月 6 日、<http://www.esm.europa.eu/pdf/03-06-2015-kregling-Handelsblatt-en.pdf>

²⁷ ECB、2015 年 2 月 4 日、<https://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2015/html/pr150204.en.html>

²⁸ EurActiv.com、2015 年 2 月 5 日、

<http://www.euractiv.com/sections/euro-finance/ecb-sends-warning-message-athens-311857>

²⁹ Reuters、2015 年 3 月 12 日、

<http://www.reuters.com/article/2015/03/12/greece-banks-funding-idUSA8N0W000620150312>

③ 4カ月の支援延長

2月16日の財務相（ユーログループ）会合で進展がなかったことで、18日にユーログループは、現行支援の延長申請期限は20日とギリシャ政府に通告した。これを受けて、ギリシャ政府は18日に6カ月の延長を申請したが、2015年2月20日付け EurActiv 記事³⁰によると、内容が不十分であるとしてドイツ財務相に却下された。翌19日の再申請を受けて、20日のユーログループ会合では支援期限の4カ月延長を検討することが合意され、ギリシャ政府は改革案リストを23日までに提出し、改革の詳細は4月末までに討議されることになった。ユーログループは声明のなかで、この延長においては、現行プログラムの合意内容に従うことと、ギリシャ政府と ECB/IMF/欧州委員会の協調が条件であることを強調している³¹。ただし、ECB/IMF/欧州委員会に対してギリシャ政府の嫌う「トロイカ」という言葉は使わず、「機関 (Institutions)」とするなどの政治的配慮も見られた。その後ユーログループは、23日にギリシャ政府から提出された財政構造改革案リストが、まずは十分であるとして、24日に各国の批准プロセスを開始する声明を発表した³²。延長条件が、当初のギリシャ政府の要請とは全く異なるものだったことから、アテネでは26日に政府の妥協を批判するデモが発生している（2015年2月26日付けロイター通信³³）。ドイツ議会は27日に、大多数の賛成をもって期限延長を批准し³⁴、同日に EFSF は現行プログラムを6月末まで延長することを承認した³⁵。ギリシャ政府はこの延長により、最終レビューを通過することを条件に、現行プログラムの残余枠18億ユーロを確保できることになった。

(3) 今後の見通し

現行プログラム延長の条件である最終レビューに向けた作業は、3月に入って大きな進展を見せておらず、13日にはユンケル欧州委員長が、作業の遅れに不満を表明している。3月9日のユーログループ会合³⁶では11日から協議を再開するとしたものの、ESM は3月16日にギリシャの財政状況を把握していないと述べており、12日よりアテネ入りしている債権者代表（いわゆるトロイカ）も技術的な作業は開始していないとし、ギリシャ新政府との協業に大きな進展が見られていないようである³⁷。ESM は、Grexit と呼ばれるギリシャのユーロ圏離脱は

³⁰ EurActiv.com、2015年2月20日、
<http://www.euractiv.com/sections/euro-finance/athens-submits-proposal-eurogroup-berlin-rejects-it-312266>

³¹ Eurogroup statement on Greece、2015年2月20日、
<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/02/150220-eurogroup-statement-greece/>

³² Eurogroup statement on Greece、2015年2月24日、
<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/02/140224-eurogroup-statement-greece/>

³³ Reuters、2015年2月26日、
<http://uk.reuters.com/article/2015/02/26/uk-eurozone-greece-clashes-idUKKBN0LU2I320150226>

³⁴ The Federal Chancellor、2015年2月27日、
http://www.bundestkanzlerin.de/Content/EN/Artikel/2015/02_en/2015-02-27-bundestag-griechenland_en.html

³⁵ EFSF、2015年2月27日、
<http://www.efsf.europa.eu/mediacentre/news/2015/efsf-board-of-directors-extends-mffa-for-greece-until-30-june-2015.htm>

³⁶ Eurogroup、2015年3月9日、<http://www.consilium.europa.eu/en/meetings/eurogroup/2015/03/09/>

³⁷ ESM、2015年3月16日、<http://www.esm.europa.eu/pdf/16-06-2015-kregling-Le-Monde-en.pdf>

ユーロ圏の政治目的ではなく、また、ギリシャ国民も希望していないとした。しかし、2015年3月12日付けロイター通信³⁸によると、ドイツのショイブレ財務相は、**Grexident** と呼ばれるギリシャの予想外のユーロ圏離脱は、ギリシャ政府の動向を把握していないため排除できないと述べている。3月19～20日には欧州理事会（EU 首脳会議）が開催されており、19日にはギリシャの要請で、急遽ギリシャに関する臨時会合が開かれた。20日に出された欧州理事会、欧州委員会、ユーログループの共同声明³⁹では、ギリシャ政府は数日中に改革全体案を提出するとしており、EU 側がギリシャ政府に一層圧力をかけているようである。これに対してギリシャ政府は3月30日までに改革案を提示すると発表した（2015年3月24日付け EuroPolitics 記事⁴⁰）。

加えて、EU におけるギリシャ政府の孤立が状況を悪化させている。資金繰りに苦しむギリシャは、第2次世界大戦中のナチス・ドイツによる経済損失に対する補償をドイツ政府に再度要求したり、今年選挙を予定しているスペインとポルトガルが政治的な理由でギリシャの支援を阻んでいると批判したりと、他政府や機関との関係を悪化させており、EU 内の緊張が高まっている（2015年2月10日付け EurActiv 記事⁴¹）。また、EU の圧力にも関わらず、3月18日には反緊縮法がギリシャ議会を通過した（2015年3月19日付け EurActiv 記事⁴²）。さらに、ギリシャ政府はロシアに対する EU の制裁措置に懸念を表明しており、2015年5月にはプーチン大統領をギリシャに招待しているともされ、ロシアとの関係強化も EU としては懸念している。2015年3月17日付け EurActiv 記事⁴³によると、ドイツのメルケル首相は、チプラス首相を3月23日にドイツに招待し、会談した。会談では実質的な進展はなかったものの、過熱気味だった両国の緊張関係の緩和に向けた第一歩になるとの見方もある（2015年3月24日付け EuroPolitics 記事⁴⁴）。ただし、ており、関係回復を試みる予定だ。直近の資金繰りのため、ギリシャ政府は年金資金の使用も視野に入れているとされ（2015年3月3日付けロイター通信⁴⁵）、ギリシャ政府の債務不履行リスク、そしてユーロ圏離脱リスクの可能性がなくなった訳ではなく、引き続き今後の動向を注視する必要がある。

なお、ECB はデフレ懸念に対応するために、2015年1月22日の理事会で決定した量的金融

³⁸ Reuters、2015年3月12日、
<http://www.reuters.com/article/2015/03/12/eurozone-greece-germany-schaeuble-idUSZ8N0OL00R20150312>

³⁹ Statement、2015年3月20日、
<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/03/20-joint-statement-greece/>

⁴⁰ EuroPolitics.info、2015年3月24日（閲覧には購読が必要）、
<http://europolitics.info/ecofin/greece-table-list-reforms-30-march>

⁴¹ EurActiv.com、2015年2月10日、2015年3月2日、
<http://www.euractiv.com/sections/euro-finance/germany-rejects-greek-claim-wwii-reparations-311970>
<http://www.euractiv.com/sections/euro-finance/war-words-rages-between-athens-and-madrid-312524>

⁴² EurActiv.com、2015年3月19日、
<http://www.euractiv.com/sections/euro-finance/greek-parliament-passes-anti-austerity-bill-313045>

⁴³ EurActiv.com、2015年3月17日、
<http://www.euractiv.com/sections/euro-finance/merkel-invites-tsipras-berlin-tensions-mount-312957>

⁴⁴ EuroPolitics.info、2015年3月24日（閲覧には購読が必要）、
<http://europolitics.info/eu-governance/merkel-and-tsipras-excel-diplomacy>

⁴⁵ Reuters、2015年3月3日、
<http://www.reuters.com/article/2015/03/03/us-eurozone-greece-funding-idUSKBN0LZ1X420150303>

緩和を3月9日に開始した⁴⁶。ユーロ圏の国債やEU機関の発行する債券を月600億ユーロ、2016年9月までの予定で買い取るが、財政状況の悪いギリシャは対象外となっており、3月11日にECB総裁は「この量的緩和策が他のユーロ圏諸国をギリシャの悪影響から保護している可能性がある」と述べている⁴⁷。

⁴⁶ ECB、2015年1月22日、https://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2015/html/pr150122_1.en.html

⁴⁷ ECB、2015年3月11日、<https://www.ecb.europa.eu/press/key/date/2015/html/sp150311.en.html>

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORD@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：真の経済通貨同盟（EMU）に向けた作業の継続動向
より良い経済ガバナンスに向けた新たな取り組み

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～